

田原市多世代交流施設（市民プール等）整備・管理運営事業

実施方針等に係る修正新旧対照表

No	公募資料	頁	第	1	(1)	①	他	現状（旧）	修正（新）
1	実施方針	5	1	11	(1)	①		市は、本施設の設計業務及び建設・工事監理業務に係る対価については、各種契約等に定める額を、事業者に対して支払う。なお、設計業務に係る対価は、設計業務完了年度に、建設・工事監理業務に係る対価は、年度ごとの出来高に応じて支払う。	市は、本施設の設計業務及び建設・工事監理業務に係る対価については、各種契約等に定める額を、事業者に対して支払う。なお、設計業務に係る対価は、設計業務完了年度（基本設計、実施設計の完了時に分けることも可）に、建設・工事監理業務に係る対価は、年度ごとの出来高に応じて支払う。
2	実施方針	7	1	12				事業契約締結 令和8（2026）年4月	基本契約締結 令和8（2026）年4月
3	実施方針	7	1	12				開業準備期間 施設引渡し日までの任意の期間※具体的日付は提案による	開業準備期間 施設引渡し日～令和11（2029）年3月末日
4	実施方針	7	1	12				維持管理期間 施設引渡し日～令和26（2044）年3月末日	維持管理期間 令和11（2029）年4月1日～令和26（2044）年3月末日
5	実施方針	7	1	12				運営期間 施設引き渡し日～令和26（2044）年3月末日	運営期間 令和11（2029）年4月1日～令和26（2044）年3月末日
6	実施方針	7	1	12				（表補注） ※運用開始日は、各種契約等に定める日とする。	（表補注） ※開業準備期間、維持管理期間、全面供用開始日及び運営期間の開始日の前倒しは可能とする。
7	実施方針	11	2	3	(1)			<無し>	<追加> 令和7年7月下旬 募集要項等に関する個別対話
8	実施方針	11	2	3	(2)	①		市は、令和7年4月上旬に募集公告を行い、募集要項等を市ホームページ上で公表するとともに、その説明会を開催する。	<削除> ※以降、項番を修正
9	実施方針	11	2	3	(2)	②		<無し>	<追加> ② 募集要項等に関する個別対話 本事業及び募集の趣旨について、事業者の理解促進を図るため、資格審査通過者と市との直接対話を実施する。申込方法や時期などの詳細は、募集要項で示す。
10	実施方針	12	2	4	(2)	①	ウ	平成22年4月1日から令和7年3月31日までの間に、25m以上の屋内温水プール施設又は延べ面積3,000㎡以上のスポーツ施設の実施設設計業務を完了した実績を有していること。	平成22年4月1日から令和7年3月31日までの間に、25m以上の屋内温水プール施設又は延べ面積3,000㎡以上のスポーツ施設の実施設設計業務又は改修設計業務を完了した実績を有していること。 なお、改修設計業務は、施設全体の性能向上を目的とした、全面改修や大幅な更新を伴う設計業務を言う。
11	実施方針	13	2	4	(2)	③	ウ	平成22年4月1日から令和7年3月31日までの間に、25m以上の屋内温水プール施設又は延べ面積3,000㎡以上のスポーツ施設の工事監理業務を完了した実績を有していること。	平成22年4月1日から令和7年3月31日までの間に、25m以上の屋内温水プール施設又は延べ面積3,000㎡以上のスポーツ施設の工事監理業務又は改修工事監理業務を完了した実績を有していること。 なお、改修工事監理業務は、施設全体の性能向上を目的とした、全面改修や大幅な更新を伴う工事監理業務を言う。
12	実施方針	14	2	4	(2)			<無し>	⑥ その他の業務を行う者 事業の全体統括等その他の業務を行う者は、本事業に参画するために法令上必要とされる資格等がある場合は、当該資格等を有していること。
13	実施方針	14	2	4	(3)	⑫		<無し>	⑫ あつみの市レイの運営者であるあつみ編集舎をグループに参加させている応募者
14	実施方針	18	4	1				（表内） 敷地面積約 7,700 ㎡	（表内） 敷地面積約 8,500 ㎡
15	実施方針	24						資料1 対象事業地の位置図 	資料1 対象事業地の位置 
16	実施方針	27						資料2 リスク分担表 ※5 物価変動に一定程度の下降又は上昇があった場合は、市と事業者により調整を行う。具体的な調整方法については、募集要項等の公表時に支払方法説明書で指標を示し、当該指標に一定程度変動があった場合は、当該指標の変動に合わせて価格の調整を行う。	※5 物価変動に一定程度の下降又は上昇があった場合は、市と事業者により調整を行う。具体的な調整方法については、募集要項等の公表時に指標を示し、当該指標に一定程度変動があった場合は、当該指標の変動に合わせて価格の調整を行う。

No	公募資料	頁	第	1	(1)	①	他	現状 (旧)	修正 (新)								
17	要求水準書(案)	4	1	3	(3)			開業準備期間 施設引渡し日までの任意の期間※具 体の日付は提案による	開業準備期間 施設引渡し日～令和 11 (2029) 年 3 月末日								
18	要求水準書(案)	4	1	3	(3)			維持管理期間 施設引渡し日～令和 26 (2044) 年 3 月末日	維持管理期間 令和 11(2029)年 4月 1日～令和 26 (2044) 年 3月末日								
19	要求水準書(案)	4	1	3	(3)			運営期間 施設引き渡し日～令和 26 (2044) 年 3月末日	運営期間 令和 11(2029)年 4月 1日～令和 26 (2044) 年 3月末日								
20	要求水準書(案)	4	1	3	(3)			(表補注) ※運用開始日は、各種契約等に定める日とする。	(表補注) ※開業準備期間、維持管理期間、全面供用開始日及び運 営期間の開始日の前倒しは可能とする。								
21	要求水準書(案)	7	1	6	(1)			(表内) 敷地面積約 7,700 m ²	(表内) 敷地面積約 8,500 m ² ※閲覧資料 1 に測量図を追加、添付資料 2 を修正								
22	要求水準書(案)	8	1	6	(2)	②		(表内) ※愛知みなみ農業協同組合の施設及び個人住宅につい ては令和 8 年 3 月末までに取壊しを予定している。 ※敷地内に設置されている ATM については、工事着工ま でに愛知みなみ農業協同組合が撤去するが、整備完了 までに再設置を予定していることから、業務遂行に当 たっては、設置場所、日程等の調整を愛知みなみ農業 協同組合と行うこと。	(表内) ※愛知みなみ農業協同組合の施設及び個人住宅につい ては令和 8 年 3 月末までに取壊しを予定している。 (追加部分については令和 8 年 9 月末までの取壊し を予定している。) ※敷地内に設置されている ATM については、愛知みなみ 農業協同組合が撤去・再設置 (別添資料 11 航空写真 (参考図)) を行うが、建設期間中も利用できるように 仮囲いを設置すること。事業者においては、仮囲いの 範囲、工事日程等の連絡調整を行うこと。なお、ATM の 再設置に関する各種手続き (建築確認等) は不要とす るが、仮囲いの設置及び再設置後における外構工事 (舗装工事等の作業を含む) は本事業の範囲内に含む ものとする。								
23	要求水準書(案)	8	1	6	(4)			本施設は市内の小中学校の授業での利用及び一般利用 者の利用を想定しており、その運営日・時間については、 次のとおり想定している。なお、最終的には、市の条例・ 規則・要綱で定めることとする。開館可能時間 (施設利 用者の施設からの退場に要する時間を含む) 及び学校利 用スケジュールは次表に示すとおりとする。	本施設は市内の小中学校の授業での利用及び一般利用 者の利用を想定しており、その運営日・時間については、 次のとおり想定している。なお、最終的には、市の条例・ 規則・要綱で定めることとする。開館可能時間 (案) (施 設利用者の施設からの退場に要する時間を含む) 及び学 校利用スケジュール (予定) は次表に示すとおりとする。								
24	要求水準書(案)	9	1	6	(4)			(表タイトル) ■本施設の運営方法の概要	(表タイトル) ■本施設の運営方法の概要 (案)								
25	要求水準書(案)	9	1	6	(4)			■学校利用スケジュール (予定)	■学校利用スケジュール (予定)								
								<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>利用スケジュール</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内温水プール</td> <td>6月～2月、夏・冬休み等を除く平日 9:00～14:45 約 42 日間、1 日 3 コマ ※児童・生徒数及び学校との調整により 1 日 2 コマになる場合あり</td> </tr> </tbody> </table>	施設	利用スケジュール	屋内温水プール	6月～2月、夏・冬休み等を除く平日 9:00～14:45 約 42 日間、1 日 3 コマ ※児童・生徒数及び学校との調整により 1 日 2 コマになる場合あり	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>利用スケジュール</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内温水プールのうち 25m プール</td> <td>6月～2月、夏・冬休みを除く平日 9:00～14:45 ① 1 日 3 コマの枠とし、市と事業者が 調整し、期間中に実施可能な日程・時 間帯を設定する。 ② ①で設定された日程・時間帯におい て、市が学校と協議し作成した実施日 程表に基づき、指定された授業のコマ 数を実施する。(※コマ数については、 P57 参照。児童・生徒数及び学校との 調整により、将来的には 1 日 2 コマの 枠となる場合もある。) ③ 休館日の学校利用を可とする。</td> </tr> </tbody> </table>	施設	利用スケジュール	屋内温水プールのうち 25m プール	6月～2月、夏・冬休みを除く平日 9:00～14:45 ① 1 日 3 コマの枠とし、市と事業者が 調整し、期間中に実施可能な日程・時 間帯を設定する。 ② ①で設定された日程・時間帯におい て、市が学校と協議し作成した実施日 程表に基づき、指定された授業のコマ 数を実施する。(※コマ数については、 P57 参照。児童・生徒数及び学校との 調整により、将来的には 1 日 2 コマの 枠となる場合もある。) ③ 休館日の学校利用を可とする。
施設	利用スケジュール																
屋内温水プール	6月～2月、夏・冬休み等を除く平日 9:00～14:45 約 42 日間、1 日 3 コマ ※児童・生徒数及び学校との調整により 1 日 2 コマになる場合あり																
施設	利用スケジュール																
屋内温水プールのうち 25m プール	6月～2月、夏・冬休みを除く平日 9:00～14:45 ① 1 日 3 コマの枠とし、市と事業者が 調整し、期間中に実施可能な日程・時 間帯を設定する。 ② ①で設定された日程・時間帯におい て、市が学校と協議し作成した実施日 程表に基づき、指定された授業のコマ 数を実施する。(※コマ数については、 P57 参照。児童・生徒数及び学校との 調整により、将来的には 1 日 2 コマの 枠となる場合もある。) ③ 休館日の学校利用を可とする。																
26	要求水準書(案)	10	1	6	(6)			(表補注) ※回数券やセット券については、市と事業者で協議して 定めるものとする。	(表補注) ※回数券やセット券、会員制、月額制等の料金設定につ いては、市と事業者が協議の上、定めるものとする。 ※事業者提案も可とするが、利用料金は市と協議の上、 決定する。								
27	要求水準書(案)	15	2	1	(5)	①	ウ	各種機器の集中管理パネルを設置し、一括管理ができる ようにすること。	各種機器の一括管理ができるようにすること。								
28	要求水準書(案)	18	2	1	(5)	④	オ	a 屋内温水プール及び温浴施設の各槽にろ過機を設け ること。	a 屋内温水プール及び温浴施設に必要なろ過機を設け ること。ただし、各槽に設置しない場合であっても、 衛生基準を満たし、利用者の安全性を確保できる合理 的な代替措置の提案は可能とする。								
29	要求水準書(案)	20	2	2	(1)	②	ア	メインプールは、25m×6 コースを確保すること。コース 幅は均等で 2.0m とし、ロープを設置する等コース区分 を明確にすること。	メインプールは、25m×6 コースを確保すること。コース 幅は均等で 2.0m とし、ロープを設置する等コース区分 を明確にすること。ただし、施設計画の目的に即して、 6 コースを超える提案も可とする。								
30	要求水準書(案)	20	2	2	(1)	②	ウ	水深は 1.0～1.2m とすること。	水深は 1.0～1.2m とすること。(6 コースを超えたレー ンについてはこの限りではない。)								
31	要求水準書(案)	21	2	2	(1)	⑤	オ	水深調整材置き場(合計 20 台)を確保すること。	水深調整材置き場(合計 30 台)を確保すること。								
32	要求水準書(案)	22	2	2	(1)	⑧	イ	b トイレ・シャワー室、洗面台を設置し、最大で男女各 50 人が着替えられるスペースと児童・生徒用ロッカー (扉・鍵なし) を各 50 個設置し、ドライヤーを各 3 個 配備すること。	b トイレ、洗面台を設置し、最大で男女各 50 人が着替 えられるスペースと児童・生徒用ロッカー (扉・鍵な し) を各 50 個設置し、ドライヤーを各 3 個配備す ること。								
33	要求水準書(案)	22	2	2	(1)	⑧	イ	<無し>	d 自主事業での子どもの利用は可能とする。								

No	公募資料	頁	第	1	(1)	①	他	現状 (旧)	修正 (新)
34	要求水準書(案)	22	2	2	(1)	⑧	ウ	b 温浴施設及びスタジオ・トレーニングルーム利用者の更衣室との併用は可能とするが、温浴施設利用者の脱衣所との併用は不可とする。	b 温浴施設及びスタジオ・トレーニングルーム利用者の更衣室との共用を可能とする。ただし、料金区分や施設利用状況を適切に管理するため、リストバンド等の利用者識別システムを導入し、利用者の管理を徹底すること。共通更衣室の利用状況を適切に管理するため、更衣室内に利用エリアを分ける等の動線設計を行うこと。
35	要求水準書(案)	22	2	2	(1)	⑩	イ	荷物の保管できるスペースを設けること。	<削除>
36	要求水準書(案)	23	2	2	(2)	⑨		脱衣所は、男女別に想定利用者数に応じた十分な広さを確保し、ロッカー、洗面化粧コーナー、水飲み設備、ベビーベッド及び必要な備品を適宜設置すること。なお、屋内温水プール、スタジオ・トレーニングルーム利用者の更衣室との併用も可とし、事業者提案によるものとする。	脱衣所は、男女別に想定利用者数に応じた十分な広さを確保し、ロッカー、洗面化粧コーナー、水飲み設備、ベビーベッド及び必要な備品を適宜設置すること。なお、屋内温水プール、スタジオ・トレーニングルーム利用者の更衣室との併用も可とし、詳細は事業者提案によるものとする。
37	要求水準書(案)	23	2	2	(2)	⑩		脱衣所は、屋内温水プール利用者の更衣室との併用は不可とする。	<削除> ※以降、項番を修正
38	要求水準書(案)	24	2	2	(3)	⑥	イ	将来的に職員の男女構成比が変わることを想定し、室やロッカーの仕切り等を工夫すること。	将来的に職員の男女構成比が変わることを想定した工夫をすること。
39	要求水準書(案)	24	2	2	(4)	①	ア	最大 20 名程度の同時利用ができるスタジオを 2 部屋設置し、別に倉庫を設置すること。機能、配置等は事業者の提案によるものとする。	最大 20 名程度の同時利用ができるスタジオを 2 部屋(可動間仕切り可)設置し、別に倉庫を設置すること。機能、配置等は事業者の提案によるものとする。
40	要求水準書(案)	24	2	2	(4)	①	エ	フィットネスやダンス等のプログラムが実施できる音響設備を備えること。また、音が室外に漏れないよう防音壁にする等適切な対策を講じること。なお、想定するスタジオの利用用途に応じて適切な対策を講じる場合にはこの限りではない。	フィットネスやダンス等のプログラムが実施できる音響設備を備えること。また、音が室外に漏れないよう防音壁(可動間仕切り含む)にする等適切な対策を講じること。なお、想定するスタジオの利用用途に応じて適切な対策を講じる場合にはこの限りではない。
41	要求水準書(案)	25	2	2	(6)	①		施設受付・事業者用事務室は、施設の管理、運営を行う諸室として整備すること。なお、事務室は事業者用のみ設置すること。	施設受付・事業者用事務室は、施設の管理、運営を行う諸室として整備すること。なお、事務室は事業者用のみ設置すること。(子育て応援施設の事務室との併用は不可とする。)
42	要求水準書(案)	25	2	2	(7)	①	エ	想定利用者数に応じた十分な下足入れ、傘立て、靴拭きマットを設置すること。なお、学校利用専用の下足入れは 90 人から 100 人分設置し、可能であればエリアごとに下足入れを 3 色程度に色分けすること。	想定利用者数に応じた十分な下足入れ、傘立て、靴拭きマットを設置すること。また、学校利用専用の下足入れは学校利用専用更衣室近くに 90 人から 100 人分設置し、下足入れを 3 色程度に色分けすること。なお、一般利用者の下足入れの位置については、利用者の利便性に配慮した事業者提案によるものとする。
43	要求水準書(案)	26	2	2	(7)	②	ア	熱需給設備、電気設備室、ポンプ設備、プールの一般的な過設備、非常用自家発電設備等を設置すること。	ポンプ設備、プール及び温浴施設の一般的な過設備を設置すること。
44	要求水準書(案)	26	2	2	(8)	①	イ	駐車場は、乗用車(思いやり駐車場 3 台程度を含む)、大型バス 2 台分を整備し、本施設までのスムーズな動線を確保するよう計画することとし、乗用車駐車場については、できるだけ多くの台数を確保すること。また、思いやり駐車場は本施設にアクセスしやすい位置に整備すること。	駐車場は、乗用車(思いやり駐車場 3 台程度、市職員用 7 台を含む)、大型バス 2 台分を整備し、本施設までのスムーズな動線を確保するよう計画することとし、乗用車駐車場については、できるだけ多くの台数を確保すること。また、思いやり駐車場は本施設にアクセスしやすい位置に整備すること。
45	要求水準書(案)	27	2	2	(8)	①	キ	あつみの市レイ(2025 年 2 月末オープン予定)との往来がしやすい配置とすること。	あつみの市レイ(2025 年 2 月末オープン予定)との往来がしやすい配置とすること。(ただし、北西の往来は不可とする。(別添資料 11 航空写真(参考図)参照))
46	要求水準書(案)	31	3	3	(1)	②		本事業の着手に先立つ近隣住民への説明や調整は市が実施する。	本事業の着手に先立つ近隣住民への説明や調整は事業者が実施する。
47	要求水準書(案)	31	3	3	(1)	④		市が実施する近隣住民への説明等に起因する遅延については、市がその責めを負うものとする。	<削除>
48	要求水準書(案)	33	3	4	(1)	②		事業者は、市と協議の上、必要に応じて、各種検査・試験及び中間検査を行うこと。なお、検査・試験の項目及び日程については、事前に市に連絡すること。	事業者は、市と協議の上、必要に応じて、各種検査・試験及び段階検査を行うこと。なお、検査・試験の項目及び日程については、事前に市に連絡すること。
49	要求水準書(案)	36	3	5	(2)			事業者は、市による完成検査後、引渡しに必要な手続き等を事業スケジュールに支障がないように実施すること。	<削除>
50	要求水準書(案)	53	5	7				プール関連商品の販売を行うこと。取扱商品は事業者の提案とする。	プール関連商品の販売(レンタルも可)を行うこと。取扱商品は事業者の提案とする。
51	要求水準書(案)	55	5	10	(3)	④		事業期間終了時に、事業者(構成員及び協力企業を含む)が有する当該ホームページに関する知的財産権の一切を市に引渡すこと。	事業期間終了時に、当該ホームページに関する知的財産権の引き渡しについては、事業者(構成員及び協力企業を含む)が有する当該ホームページに関する知的財産権のうち、市固有の情報(施設情報、利用状況、催事情報など)を含む部分を対象とし、市に引渡すこと。事業者の汎用的な設計や技術については譲渡範囲に含めないこととし、必要に応じて、市のホームページ運用に支障が出ないようライセンスの付与や技術支援の提供等を調整すること。

No	公募資料	頁	第	1	(1)	①	他	現状（旧）	修正（新）																																																																																																																	
52	要求水準書(案)	57	6					<p>■学校利用予定校と実施授業コマ数等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>学校名</th> <th>授業単位</th> <th>コマ数</th> <th>使用 レーン数</th> <th>計</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">小学校 48クラス 児童895人</td> <td>赤羽根</td> <td>3学年</td> <td>10</td> <td>3～4</td> <td rowspan="7">16 グループ</td> <td rowspan="7">80 コマ</td> </tr> <tr> <td>若戸</td> <td>3学年</td> <td>10</td> <td>2～3</td> </tr> <tr> <td>亀山</td> <td>3学年</td> <td>10</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>中山</td> <td>3学年</td> <td>10</td> <td>3～4</td> </tr> <tr> <td>福江</td> <td>3学年</td> <td>10</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>清田</td> <td>3学年</td> <td>10</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>泉</td> <td>3学年</td> <td>10</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中学校 16クラス 生徒523人</td> <td>赤羽根</td> <td>2学級</td> <td>20</td> <td>3～4</td> <td rowspan="2">9 グループ</td> <td rowspan="2">45 コマ</td> </tr> <tr> <td>福江</td> <td>2学級</td> <td>25</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>	区分	学校名	授業単位	コマ数	使用 レーン数	計	合計	小学校 48クラス 児童895人	赤羽根	3学年	10	3～4	16 グループ	80 コマ	若戸	3学年	10	2～3	亀山	3学年	10	2	中山	3学年	10	3～4	福江	3学年	10	4	清田	3学年	10	3	泉	3学年	10	3	中学校 16クラス 生徒523人	赤羽根	2学級	20	3～4	9 グループ	45 コマ	福江	2学級	25	4	<p>■学校利用予定校と実施授業コマ数等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>学校名</th> <th>児童・生徒数</th> <th>授業単位</th> <th>コマ数</th> <th>使用 レーン数</th> <th>計</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">小学校 児童644人</td> <td>赤羽根</td> <td>低学年40人 高学年50人</td> <td>低学年及び高学年</td> <td>10 (26×5コマ)</td> <td>3</td> <td rowspan="10">16 グループ</td> <td rowspan="10">80 コマ</td> </tr> <tr> <td>若戸</td> <td>低学年25人 高学年24人</td> <td>低学年及び高学年</td> <td>10 (26×5コマ)</td> <td>2～3</td> </tr> <tr> <td>亀山</td> <td>低学年17人 高学年19人</td> <td>低学年及び高学年</td> <td>10 (26×5コマ)</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>中山</td> <td>低学年42人 高学年54人</td> <td>低学年及び高学年</td> <td>10 (26×5コマ)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>福江</td> <td>低学年38人 高学年72人</td> <td>低学年及び高学年</td> <td>10 (26×5コマ)</td> <td>3～4</td> </tr> <tr> <td>清田</td> <td>低学年43人 高学年41人</td> <td>低学年及び高学年</td> <td>10 (26×5コマ)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>泉</td> <td>低学年44人 高学年52人</td> <td>低学年及び高学年</td> <td>10 (26×5コマ)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>伊良湖岬</td> <td>低学年35人 高学年48人</td> <td>低学年及び高学年</td> <td>10 (26×5コマ)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中学校 生徒474人</td> <td>赤羽根</td> <td>1年80人 2年87人 3年85人</td> <td>1学年</td> <td>15 (36×5コマ)</td> <td>3～4</td> <td rowspan="3">9 グループ</td> <td rowspan="3">45 コマ</td> </tr> <tr> <td>福江</td> <td>1年85人 2年80人 3年117人</td> <td>1学年： 2学年～3年</td> <td>30 (66×5コマ)</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>	区分	学校名	児童・生徒数	授業単位	コマ数	使用 レーン数	計	合計	小学校 児童644人	赤羽根	低学年40人 高学年50人	低学年及び高学年	10 (26×5コマ)	3	16 グループ	80 コマ	若戸	低学年25人 高学年24人	低学年及び高学年	10 (26×5コマ)	2～3	亀山	低学年17人 高学年19人	低学年及び高学年	10 (26×5コマ)	2	中山	低学年42人 高学年54人	低学年及び高学年	10 (26×5コマ)	3	福江	低学年38人 高学年72人	低学年及び高学年	10 (26×5コマ)	3～4	清田	低学年43人 高学年41人	低学年及び高学年	10 (26×5コマ)	3	泉	低学年44人 高学年52人	低学年及び高学年	10 (26×5コマ)	3	伊良湖岬	低学年35人 高学年48人	低学年及び高学年	10 (26×5コマ)	3	中学校 生徒474人	赤羽根	1年80人 2年87人 3年85人	1学年	15 (36×5コマ)	3～4	9 グループ	45 コマ	福江	1年85人 2年80人 3年117人	1学年： 2学年～3年	30 (66×5コマ)	4
区分	学校名	授業単位	コマ数	使用 レーン数	計	合計																																																																																																																				
小学校 48クラス 児童895人	赤羽根	3学年	10	3～4	16 グループ	80 コマ																																																																																																																				
	若戸	3学年	10	2～3																																																																																																																						
	亀山	3学年	10	2																																																																																																																						
	中山	3学年	10	3～4																																																																																																																						
	福江	3学年	10	4																																																																																																																						
	清田	3学年	10	3																																																																																																																						
	泉	3学年	10	3																																																																																																																						
中学校 16クラス 生徒523人	赤羽根	2学級	20	3～4	9 グループ	45 コマ																																																																																																																				
	福江	2学級	25	4																																																																																																																						
区分	学校名	児童・生徒数	授業単位	コマ数	使用 レーン数	計	合計																																																																																																																			
小学校 児童644人	赤羽根	低学年40人 高学年50人	低学年及び高学年	10 (26×5コマ)	3	16 グループ	80 コマ																																																																																																																			
	若戸	低学年25人 高学年24人	低学年及び高学年	10 (26×5コマ)	2～3																																																																																																																					
	亀山	低学年17人 高学年19人	低学年及び高学年	10 (26×5コマ)	2																																																																																																																					
	中山	低学年42人 高学年54人	低学年及び高学年	10 (26×5コマ)	3																																																																																																																					
	福江	低学年38人 高学年72人	低学年及び高学年	10 (26×5コマ)	3～4																																																																																																																					
	清田	低学年43人 高学年41人	低学年及び高学年	10 (26×5コマ)	3																																																																																																																					
	泉	低学年44人 高学年52人	低学年及び高学年	10 (26×5コマ)	3																																																																																																																					
	伊良湖岬	低学年35人 高学年48人	低学年及び高学年	10 (26×5コマ)	3																																																																																																																					
	中学校 生徒474人	赤羽根	1年80人 2年87人 3年85人	1学年	15 (36×5コマ)			3～4	9 グループ	45 コマ																																																																																																																
		福江	1年85人 2年80人 3年117人	1学年： 2学年～3年	30 (66×5コマ)			4																																																																																																																		
53		要求水準書(案)	57	6							※クラス数、児童・生徒数は令和11年度時点の想定であり、その後の将来推計は考慮していない。	※児童・生徒数は令和11年度時点の想定であり、その後の将来推計は考慮していない。																																																																																																														
54	要求水準書(案)	58	6	1				<無し>	<p><追加></p> <p>(1) 業務内容は、メインプールを利用して行う、学校水泳授業の指導（準備体操等を含む。）及び授業時間中の監視とする。</p> <p>※以降、項番を修正</p>																																																																																																																	
55	要求水準書(案)	58	6	1	(1)			学校水泳授業の指導、準備体操の補助及び授業時間中の監視を業務内容とし、児童・生徒約20名につき1名の指導員を配置すること。	(2) 指導員の配置は、児童・生徒約20名につき1名とする。																																																																																																																	
56	要求水準書(案)	58	6	1				<無し>	<p><追加></p> <p>(3) 学校水泳授業について、各小中学校の教員が基本2名から3名同行するものとする。当該教員の役割は、支援等が必要な児童・生徒の見守り、指導の補助及び授業全体の監視とし、必要に応じて入水する。</p>																																																																																																																	
57	要求水準書(案)	58	6	1	(2)			により授業の補助を行うものとする。補助内容については事前に各校の各学年主任あるいは体育教員と打合せをすること。	(4) (1)、(2)及び(3)により、当該教員と協力し業務を行うものとし、授業の指導については、指導員が主体的に行うものとする。指導内容については事前に各校の各学年主任あるいは体育教員と打合せをすること。※監視については、当該教員及びプールに常駐している監視員と協力して行うことができるものとする。																																																																																																																	
58	要求水準書(案)	58	6	1	(3)			指導員には、水泳指導に精通している者及び普通救命講習を受講したことがある者を配置すること。	※項番を(5)に修正																																																																																																																	
59	要求水準書(案)	58	6	1	(4)			学校利用時には、緊急時の救護対応ができるよう、施設内に救護責任者を常駐させること。	<削除>																																																																																																																	
60	要求水準書(案)	58	6	1	(5)			学校授業の詳細な実施日程や時間帯等については、各事業年度の前年度に市と協議し、決定するものとする。	(6) 学校授業の詳細な実施日程や時間帯等については、事前に市と協議し、決定するものとする。																																																																																																																	
61	要求水準書(案)	58	6	1	(7)			学校利用時において、温水プール施設の一般利用者との同時利用は可とする。ただし、一般利用者と児童の動線は交わらないよう配慮することとし、児童の入退は学校側の管理のもと行うこととする。	(8) 学校利用時において、温水プール施設の一般利用者との同時利用は可とする。ただし、一般利用者と児童の動線は交わらないよう配慮することとし、児童の入退は学校側の管理のもと行うこととする。(25mプールはレーンを分ける、幼児用プール、多目的プールは利用可能)																																																																																																																	
62	要求水準書(案)	58	6	1	(8)			低身長の子への対応として、メインプール使用時には、水深調整材を設置することとし、水深調整材の設置・入替は、授業の運用に支障が出ないよう事業者側で行うこと。また、水深調整材の配置は授業の運用方法に合わせ、適宜変更できるようにすること。	(9) 低身長の子や泳力の低い児童への対応として、メインプール使用時には、水深調整材を設置することとし、水深調整材の設置・入替は、授業の運用に支障が出ないよう事業者側で行うこと。また、水深調整材の配置は授業の運用方法に合わせ、適宜変更できるようにすること。																																																																																																																	
63	要求水準書(案)	58	6	1	(9)			プールの水深は、以下の表を参考に、使用する学年に合わせて適宜調整すること。 ■各学年児童適正水深	<削除>																																																																																																																	
								<table border="1"> <thead> <tr> <th>1年生</th> <th>2年生</th> <th>3年生</th> <th>4～6年生</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.6m</td> <td>0.7m</td> <td>0.8～1.0m</td> <td>1.15m</td> </tr> </tbody> </table>	1年生	2年生	3年生	4～6年生	0.6m	0.7m	0.8～1.0m	1.15m																																																																																																										
1年生	2年生	3年生	4～6年生																																																																																																																							
0.6m	0.7m	0.8～1.0m	1.15m																																																																																																																							
64	要求水準書(案)	58	6	1	(10)			送迎バスの契約は市が別途行うものとする。ただし、水泳授業日程の決定、変更及び中止が生じた際は、事業者が送迎バス委託業者と日程調整を行うこととする。	送迎バスの契約は市が別途行うものとする。ただし、水泳授業の実施に中止が生じた際は、事業者が送迎バス委託業者に連絡を行うこととする。																																																																																																																	
65	閲覧資料2							<無し>	<p><追加></p> <p>閲覧資料2 事業予定地地盤調査資料（巻末資料）</p>																																																																																																																	

No	公募資料	頁	第	1	(1)	①	他	現状 (旧)				修正 (新)																	
								室名	面積 (㎡)	部屋数	面積 (㎡)	室名	面積 (㎡)	部屋数	面積 (㎡)														
66	添付資料 5 必要諸室リスト	1	①					<table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>面積 (㎡)</th> <th>部屋数</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プール</td> <td>550</td> <td>1</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>プールサイド</td> <td>650</td> <td>1</td> <td>650</td> </tr> </tbody> </table>	室名	面積 (㎡)	部屋数	面積 (㎡)	プール	550	1	550	プールサイド	650	1	650	<table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>面積 (㎡)</th> <th>部屋数</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プール・プールサイド</td> <td></td> <td></td> <td>1,100</td> </tr> </tbody> </table>	室名	面積 (㎡)	部屋数	面積 (㎡)	プール・プールサイド			1,100
室名	面積 (㎡)	部屋数	面積 (㎡)																										
プール	550	1	550																										
プールサイド	650	1	650																										
室名	面積 (㎡)	部屋数	面積 (㎡)																										
プール・プールサイド			1,100																										
67	添付資料 5 必要諸室リスト	1	②					<table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>面積 (㎡)</th> <th>部屋数</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浴室</td> <td>80</td> <td>2</td> <td>160</td> </tr> </tbody> </table>	室名	面積 (㎡)	部屋数	面積 (㎡)	浴室	80	2	160	<table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>面積 (㎡)</th> <th>部屋数</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浴室</td> <td>100</td> <td>2</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table>	室名	面積 (㎡)	部屋数	面積 (㎡)	浴室	100	2	200				
室名	面積 (㎡)	部屋数	面積 (㎡)																										
浴室	80	2	160																										
室名	面積 (㎡)	部屋数	面積 (㎡)																										
浴室	100	2	200																										
68	添付資料 5 必要諸室リスト	1	④					<table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>面積 (㎡)</th> <th>部屋数</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トレーニングルーム</td> <td>180</td> <td>1</td> <td>180</td> </tr> </tbody> </table>	室名	面積 (㎡)	部屋数	面積 (㎡)	トレーニングルーム	180	1	180	<table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>面積 (㎡)</th> <th>部屋数</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トレーニングルーム</td> <td>240</td> <td>1</td> <td>240</td> </tr> </tbody> </table>	室名	面積 (㎡)	部屋数	面積 (㎡)	トレーニングルーム	240	1	240				
室名	面積 (㎡)	部屋数	面積 (㎡)																										
トレーニングルーム	180	1	180																										
室名	面積 (㎡)	部屋数	面積 (㎡)																										
トレーニングルーム	240	1	240																										
69	添付資料 5 必要諸室リスト	1						<p>※全体面積については、3,600㎡以上とすること。</p> <p>※③子育て応援施設については、出来る限り表示面積を確保すること。(5%程度の増減は許容する。)</p>	<p>※全体面積については、3,600㎡以上とすること。各諸室面積は参考基準とし、増減は可とする。</p> <p>※ただし、③子育て応援施設については、出来る限り表示面積を確保すること。(5%程度の増減は許容する。)</p>																				
70	添付資料 6 什器・備品リスト	1						<無し>	<p><追加></p> <p>※キッズスペースを除く子育て応援施設の備品(既存施設から持ち込み含む)についての状態確認、修繕更新は市が行う。</p> <p>※屋内温水プールのビートボード、スイムヘルパー(腰用)、アームヘルパー及び水深調整材の備品数は必須とします。</p> <p>※子育て応援施設のキッズスペースを除く備品数は必須とします。</p>																				
71	添付資料 6 什器・備品リスト	1	①					屋内温室プール	屋内温水プール																				
72	添付資料 6 什器・備品リスト	1	①					<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水深調整材</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>	品名	数量	水深調整材	20	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水深調整材</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>	品名	数量	水深調整材	30												
品名	数量																												
水深調整材	20																												
品名	数量																												
水深調整材	30																												
73	添付資料 6 什器・備品リスト	2	③					子育て支援・健康増進施設	子育て応援施設																				
74	添付資料 6 什器・備品リスト	2	③					<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電子レンジ</td> <td>(空白)</td> </tr> </tbody> </table>	品名	備考	電子レンジ	(空白)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電子レンジ</td> <td>※既存施設から持ち込み</td> </tr> </tbody> </table>	品名	備考	電子レンジ	※既存施設から持ち込み												
品名	備考																												
電子レンジ	(空白)																												
品名	備考																												
電子レンジ	※既存施設から持ち込み																												
75	添付資料 6 什器・備品リスト	3	④					スタジオ・トレーニング室	スタジオ・トレーニングルーム																				
76	添付資料 8 主な維持管理業務項目詳細一覧	1						法廷義務	法定義務																				
77	添付資料 8 主な維持管理業務項目詳細一覧	6						6. 環境衛生・清掃業務	6. 警備保安業務																				
78	添付資料 11 航空写真(参考図)							<無し>	<p><追加></p> <p>添付資料 11 航空写真(参考図)</p>																				